

申請者名（事業者名）_____

記入者名（受験者名）_____

席 番 号	
-------------	--

I. 次の 1. から 15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を
（ ）内に記入しなさい。

1. 事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
（道路運送法第 20 条）
（ ）

2. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自
動車を貸し切つて旅客を運送する事業である。**（道路運送法第 3 条）**
（ ）

3. 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令
で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
（道路運送法 22 条の 2）
（ ）

4. 事業者は、運行管理者を選任又は解任した場合及び運行管理の補助者を選任又は解任した場合
は、当該届出事由の発生した日から 15 日以内に届出を行わなければならない。
（運輸規則第 68 条）
（ ）

5. 事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困
難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定し
て乗合旅客の運送を行うことができる。**（道路運送法第 21 条）**
（ ）

6. 事業者は、整備管理者を選任するときは、あらかじめ、地方運輸局長の許可を受けなければならない。**(道路運送車両法第52条)**
()
7. 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要な運行管理者の選任数は2人である。**(運輸規則第47条の9)**
()
8. 事業者の運転者は、乗務中、運送引受書を携行しなければならない。**(運輸規則第50条)**
()
9. 全ての旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。**(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)**
()
10. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。**(車両法施行規則第32条)**
()
11. 事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項を定めなければならない。**(道路運送法施行規則第12条)**
()
12. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。**(道路運送車両法第66条)**
()
13. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。**(道路運送法第33条)**
()
14. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。**(運輸規則第3条)**
()
15. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。**(運輸規則第16条)**
()

II. 旅客自動車運送事業の運行管理に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第24条)

旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により() を行い、次の各事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに() の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

- ・道路運送車両法の規定による() 又はその確認
- ・() の有無
- ・疾病、疲労、() その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

ア. 運行管理者	イ. 安全な運転	ウ. 指示	エ. 事故歴	オ. 労働時間
カ. 睡眠不足	キ. 点検の実施	ク. 拘束時間	ケ. 教育	コ. 事業用自動車
サ. 自動車の登録	シ. 知識不足	ス. 酒気帯び	セ. 点呼	ソ. 運行指示書

III. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、() を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

- ・特定の旅客に対し不当な() 取扱いをするものであるとき。
- ・() 事情に照らして著しく不適切であり、旅客の() するおそれがあるものであるとき。
- ・他の事業者との間に不当な() を引き起こすおそれがあるものであるとき。

ア. 競争	イ. 利益を阻害	ウ. 公共の福祉	エ. 社会的経済的	オ. 需要
カ. 違反	キ. 差別的	ク. 変更	ケ. 困惑	コ. 苦情
サ. 条件	シ. 利便を向上	ス. 優先的	セ. 適合	ソ. 期限

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ ）を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)

答. _____

2. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。(運輸規則第47条の5)

答. _____

3. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、（ ）で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。(道路運送法第2条)

答. _____

4. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。(道路運送車両法第47条)

答. _____

5. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。(道路運送車両法第52条)

答. _____

V. 事業者は、事業用自動車の運転者ごとに乗務員台帳を作成し、これを運転者の属する営業所ごとに備えておかなければなりません。下記の中で乗務員台帳に記載が必要な事項には ○印 を、そうでない事項には ×印 を () 内に記入しなさい。

(運輸規則第37条第1項)

- ① 運転免許証の番号及び有効期限 ()
- ② 事業者の氏名又は名称 ()
- ③ 作成番号及び作成年月日 ()
- ④ 運転者の氏名、生年月日及び住所 ()
- ⑤ 運転者の健康状態 ()

VI. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- 1日の拘束時間を原則13時間から延長する場合であっても、15時間を超える回数は1週間につき () が限度である。
- 4週間で平均した1週間当たりの拘束時間は原則として () が限度である。
- 休日は、休息期間+24時間の連続した時間をいい、いかなる場合であっても、この時間が () を下回ってはならない。
- 1日の運転時間は2日(始業時刻から起算して48時間をいう。)平均で () が限度である。
- 運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断する場合の休憩等については、少なくとも1回につき () 以上としたうえで分割することもできる。

ア. 8時間	イ. 2回	ウ. 32時間	エ. 55時間	オ. 10時間
カ. 5回	キ. 18時間	ク. 6週間	ケ. 30時間	コ. 10分
サ. 16時間	シ. 15時間	ス. 30分	セ. 65時間	ソ. 9時間